

まつもとほうじん

平成27年
(2015年) 11月号
第490号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



- 主な記事 -

税制改正に関する提言.....	2 ~ 4 頁
皆さんこんにちは・吉村和道氏.....	5 頁
頑張ってます・戸田洋子さん.....	5 頁
税務ポイント、ふるさとの宝.....	6 頁
青年部・女性部コーナー.....	7 頁
法律レポート.....	8 ~ 9 頁
税を考える週間関連行事ご案内.....	9 頁
会員福利厚生制度PR.....	10 頁
11月の予定等.....	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、投稿川柳、あとがき.....	12 頁
個人住民税の特別徴収へのご協力をお願い.....	付録

「松本平の地酒」 (松本平)

松本平の澄んだ空気・清らかな水に育まれた地酒が美味しい季節を迎えました。秋の地酒は、1～2月の厳冬期に仕込み・発酵させ、春夏期にじっくり貯蔵・熟成されたもので、涼しくなる9月～10月ごろに2度目の加熱処理をせずに瓶詰めされた「ひやおろし」が有名です。

松本平（松本市・塩尻市・安曇野市・東筑摩郡）には11の酒造会社があり、それぞれの特徴を活かした高品質な地酒づくりを行っています。（関連記事6頁に掲載）

（中村祐一編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

税制改正に関する提言

10月8日、徳島県徳島市にて第32回法人会全国大会が開催され、平成28年度の税制改正に関する提言が報告されました。

本年の提言は、基本的な課題として税・財政改革のあり方、経済活性化と中小企業対策に関する内容が中心テーマとなっています。本稿では基本的な課題、税目別の具体的課題の要点のみを掲載いたしますが、これらの詳細やこの他に提言された個別法令・通達関係事項については全法連HPにてご確認下さい。（全法連HP <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>）

税制改正に関する提言のポイント

《はじめに》 我が国経済は、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、緩やかな回復基調を続けている。輸出は持ち直し傾向を見せ、雇用・所得環境が着実に改善しているほか、個人消費も消費税引き上げの影響を脱して底堅く推移している。

こうした流れを受けて企業収益は大幅に改善、設備投資も増加基調に転じ始めるなど、景気は好循環サイクルに入る動きを示しているとみられる。しかし、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、景気を着実な好循環軌道に乗せるには、まだまだ課題が山積している。

肝心のデフレ脱却は、日銀による「異次元緩和」が円安・株高効果をもたらしているものの、インフレ目標の達成時期が先送りされるなど道半ばである。着手した法人実効税率引き下げでは、20%台へのさらなる引き下げに向けた明確な道筋が示されておらず、成長戦略も中核を成すべき規制改革で大胆さを欠いている。

国家的課題である財政健全化では、今年度の基礎的財政収支赤字半減目標こそ達成見込みとなったが、2020年度の黒字化、債務残高対GDP比引き下げという目標に向けては道筋が不透明である。改めて歳出・歳入一体による改革工程を示す必要がある。

また、アベノミクスによる効果は地域経済と雇用の担い手である中小企業にはまだ十分浸透していない。地方創生の取り組みを深化させつつ、多角的で実効性ある戦略が強く求められる。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制

改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減・軽費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多

く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

- (2)低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果などを検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されるが、国民や事業者が正しく内容を理解しているとは言いがたい。国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

とくに、年金情報流出問題などが発生したことから国民の間に不安感が高まっている。マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。社会保障と税、災害対策となっている利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となろう。

また、マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、経済の持続的成長と雇用の創出 少子高齢化や人口減少社会の急進展 グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化 国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性 などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実行税率20%台の早期実現

- (1)我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。
租税特別措置については、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、後述する中小企業向けの

措置については本則化する。

地方税については応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、「資金調達の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、適用対象範囲の拡大を行うべきではない。

中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例(軽減税率)と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特別措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
対象会社規模を拡大する。
- (2)親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程

- 度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

今年度は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
役員給与は原則損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。
同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。
- (2)交際費課税の適用期限延長
平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

- (1)所得税のあり方
基幹税としての財源調達機能の回復
各種控除制度の見直し
個人住民税の均等割
- (2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1)相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- (2)贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
贈与税の基礎控除を引き上げる。
相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し
商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また将来的には廃止も検討すべきである。
国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2)事業所税の廃止
- (3)超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (2)電子申告
国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上を図るために、地方税の電子申告(eLTAX)との統一的な運用を検討すべきである。



皆さん
こんにちは♪

株式会社オフィスP dj

塩尻市大門

代表取締役 吉村 和道 氏

「家庭に、仕事に、地域に、いつも笑顔で一生懸命」

塩尻市市民交流センター
(えんぱーく) 内にござい
ます(株)オフィスP djは、ホ

ームページ制作、インターネット関連システム開発などを手掛けている会社です。東日本大震災後は、緊急時防災システムを開発し、全国の市町村へ導入しております。最近では、ものづくり補助金の取得に成功し、取得ノウハウを生かして、助成金を取得しながら新規事業の起業支援を行っているそうです。会社のモットーは、「企業と共に発展する」ということで、企業との連携を前提に、事業をしておられます。

吉村和道氏は、平成15年にIターンを機に起業されました。現在では社員12名と共に地域の企業と連携して発展し続けています。ここまでの成長は、技術力・開発力もさることながら、お話を伺っているうちに吉村さんの人柄が創り上げたものだと感じました。そして、「地域活動」にも積極的に参加され、「企業と地域が共に発展することが大切」と楽しそうにお話下さったのが印象的でした。

仕事と地域活動の忙しい中、お休みの日はご家族との時間を大切にされているようです。中学生の双子のお嬢様と出かけるのがとても楽しいようです。ご趣味は家庭菜園とDVD収集。家庭に、仕事に、地域に、いつも笑顔で一生懸命な吉村さんでした。

(廣田伸一編集委員)



頑張ってます!!

『オフィスの
潤滑油として』

株式会社アートパーツ長野
松本市島立

戸田 洋子 さん

株式会社アートパーツ長野は、平成7年に設立された会社で、主として回収した自動車部品をリサイクルして販売する事業を行っています。

戸田洋子さんは、入社以来10年以上、

社長さん曰く「社長の仕事以外のあらゆる事務職」を担当されてきました。現在では統括マネージャーとして、専門職が多いスタッフのサポートやオフィス全体の潤滑油となる役割を担っています。それぞれのスタッフが困っている点や専門職ゆえに気づかない点に気づいてあげること、また一方で、事務所のストーブで焼き芋や豚汁を作ってふるまうなど、楽しく仕事してもらえる環境作りも心がけていらっしゃいます。社長さんも、「社長方針を具体化してオフィス全体に行き渡らせてくれる貴重な存在」とおっしゃっていました。



神奈川県ご出身の戸田さんですが、長野の風景や温泉がお気に入り、休日は「信州物味湯産手形」を手に、家族で温泉巡りを楽しんでいらっしゃいます。(中村祐一編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

キッセイ薬品工業株式会社

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁹²〕

通信販売で生じた 売掛債権の貸倒れ

Q：衣料品や食品などの通信販売で代金の回収が困難になった場合の、貸倒損失の計上について教えてください。

A：法人の金銭債権について、次のような事実が生じた場合には、貸倒損失として損金の額に算入されません。

- 1 法令の規定や、私的な整理手続などにより金銭債権が切り捨てられた場合
- 2 債務者の資産状況や支払能力からみて、金銭債権の全額が回収不能となった場合
- 3 売掛債権について、一定期間取引停止後に弁済がない場合等

質問の場合、売掛債権が回収困難ということですので、今回は、上記3の「売掛債権について、一定期間取引停止後に弁済がない場合」について説明します。

商品の販売、役務の提供等の営業活動によって発生した売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権(売掛債権)については、他の一般の貸付金その他の金銭消費貸借契約に基づく債権とは異なり、履行が遅滞したからといって直ちに債権確保のための手続をとるこ

とが事実上困難である等の事情から、取引を停止した後1年以上を経過した場合には、法人が売掛債権について備忘価額を付し、その残額を貸倒れとして損金処理をしたときは、これを認めることとされています(法人税基本通達9-6-3(1))。

なお、この場合の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいいますから、例えば、不動産取引のように同一人に対し通常継続して行うことのない取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権が1年以上回収できないとしても、この取扱いの適用はないこととなります(法人税基本通達9-6-3(注))。

質問の場合の、衣料品や食品などの通信販売は、一般消費者を対象に行われるものと考えられますので、同一の顧客に対して継続して販売している場合もあるものの、1回限りの場合もあるかと思えます。したがって、通常継続して行われることのない取引であり、上記3の取扱いの適用はないものとも考えられます。しかしながら、衣料品などの通信販売を営んでおり、一度でも注文があった顧客について、継続・反復して販売することを期待してその顧客情報を管理しているような場合には、結果として実際の取引が1回限りであったとしても、その顧客を「継続的な取引を行っていた債務者」として、その1回の取引が行われた日から1年以上経過したときに上記3の取扱いを適用することができるものと考えられます。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

211

～まさに「ふるさとの宝」～

「松本平の地酒」

今回取材をさせていただいた松本酒造協会(以下、協会)は、前記の11社が加盟する団体で、前身は天保8年(1837年)より共同で酒造りの安全を祈願したといわれるほどの歴史があります。現在では、地酒の品質向上のための研究活動や地酒の振興・PR活動を行っています。研究活動として、毎年7月に保存・熟成状況のチェックを行い、3月には新酒の研究会も実施しています。振興・PR活動は、松本そば祭りや楽市楽座などで地酒の試飲・販売ブースを設営するほか、毎年6月には利き酒大会、9月に「ひやおろしを楽しむ会」、2月に「新酒を楽しむ会」などを行っています。

日本酒も現在では吟醸系、純米系、本醸造系など種



様々なイベントも大盛況です。

類も増え、「雪冷え」(5)から「飛び切り爛」(55以上)まで飲みかたも多様化してきました。松本平の地酒も地元だけでなく、東京の飲食店とのタイアップや海外への輸出などを行っている酒造会社もあるそうです。地域にとどまらない拡がりを見せていますが、やはり松本平の水や空気・風土があってこそその地酒。まさに「ふるさとの宝」といえると思います。

日本酒で悪酔いしやすい筆者にお話をお聞きした、協会のご担当者から上手に飲むコツとして、チェイサーならぬ「和(やわ)らぎ水」と一緒に飲むことを勧められました。鍋もののおいしくなる季節、瓶に詰めたての松本平の地酒を楽しんでみてはいかがでしょうか。

(中村祐一編集委員)

青年部コーナー

『創立40周年記念講演会・松本税務署との意見交換会』開催

歴代青年部の諸先輩、本会員、地域の皆さまにご支援いただき青年部は今年、創立40周年を迎えることが出来ました。それを記念し10月13日(火)、松本東急REIホテルにて創立40周年記念講演会を開催しました。講師は女子競泳シドニー五輪銅メダリストの田中雅美さんをお招きし、『オリンピックと私』というテーマでお話しを伺いました。トップアスリートにとってのオリンピックという存在、そしてそこから得られたものについて映像や実際の銅メダルを見せていただきながらの講演となりました。



記念講演会
講師の田中雅美さん



意見交換会の様子

また、講演会終了後には松本税務署より小林副署長、小泉統括官、高山上席に参加いただき「松本税務署との意見交換会」を開催。税務調査やマイナンバー制度について等、様々な意見が交わされ大いに盛り上がりました。

松本法人会青年部ではこれからも精力的な活動を展開していきますので、どうぞ皆さまからのご協力を引き続きお願い申し上げます。

親睦例会『マレットゴルフ大会』開催

10月23日(金)親睦例会として『マレットゴルフ大会』を開催しました。(担当:第四委員会:濱徳章委員長)秋深まるアルプス公園のマレ



ットゴルフ場を舞台に青年部員20名が参加し、長野県で親しまれるマレットゴルフで汗をかきながら親睦を深めていただきました。初めてプレーする方も多く、最初は手探り状態の方も多かったのですが次第に馴れて来ると好プレーも(もちろん珍プレーも)沢山出てくるようになりました。競技終了後には表彰懇親会を開催し大いに盛り上がりました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

女性部コーナー

10月例会『塩尻のワイナリー見学とブドウ狩り・焼肉会』開催

10月8日(木)女性部10月例会として『塩尻のワイナリー見学とブドウ狩り・焼肉会』を開催しました。日本有数のワインの産地でもある塩尻市にございます井筒ワインさんにお邪魔して地下ワイン庫やワイン用ブドウ畑を見学させていただきました。



その後、会場を移してブドウ・梨狩りを体験し、ジンギスカンに舌鼓を打ちました。秋らしい絶好のお天気の中、地元の名産を楽しむことが出来ました。

県連女性部合同例会に参加



10月20日(火)、長野市にて県連女性部合同例会が開催されました。県内の法人会女性部員が親睦を深める年に一度の機会です。

本年度の合同例会は、講師に日本旅行西日本営業本部部長の平田進也氏を迎え、「ほんまもんのサービスはこれや!」というテーマで講演会が開催されました。カリスマ旅行添乗員として有名な講師のお話しに会場は大盛り上がりでした。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

企業法務の新たな課題「ビジネスと人権」に関する実務対応策 (その1)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



序 文

企業が行う投資やM & Aの際に耳にするデュー・ディリジェンスという言葉。この言葉の本来の意味は、「(負の影響を回避・軽減するために)その立場に相当な注意を払う行為又は努力」といった意味であり、指導原則でも、「企業の役職員がその立場に相当な注意を払うための意思決定や管理の仕組みやプログラム」とされています。その本質は、「人権リスクに関する内部統制」であり、経営責任の有無の判断基準を提供することにあります。これは、日本の会社法でいう取締役の善管注意義務(会社法330条) 同義務に基づく内部統制システムの整備・運用義務(会社法348条3項6号、362条4項6号)とほぼ同義に考えることもできます。

そこで未だ経験のない人権課題が無限にあることを前提におき、企業における新たなリスクの発見と組織学習を繰り返すことによって、「人権感度の高い組織」を作り上げることが企業と社会の持続可能な成長につながります。

第1 ビジネスと人権の指導原則の根幹

指導原則は、すべての企業に適用されます。企業が尊重すべき人権ルールとして、どこで事業をおこなうにしても、適用されるべき法をすべて遵守し、国際的に認められた人権を尊重する。相反する要求に直面した場合、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求する。どこで事業をおこなうにしても、重大な人権侵害を引き起こす又は助長することのリスクを法令遵守の問題として扱うべきであります。

第2 ビジネスと人権に関する指導原則の効力

重大な人権侵害を引き起こす又は助長することのリスクを法令遵守の問題として扱うべきであります。指

導原則以後の企業の社会的責任が問われ、社会貢献、事業活動のありようそのものへ影響を与える。企業において「人権リスクに関する内部統制」が問題になり、取締役の善管注意義務、同義務に基づく内部統制システムの整備・運用義務を検討すべきこととなります。

第3 なにをすればいいのか(人権リスクに関する内部統制)

方針(トップのコミットメント)、内部統制。予防のための体制構築。問題発見のための体制構築。問題発生後の対応が必要になります。

企業に求められる二つの基本事項として、自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の情報、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努めることが求められます。

第4 指導原則におけるリスクベースアプローチ

人権侵害と企業との関係については三種類に分類されます。直接的に人権侵害を引き起こしている場合、人権侵害を助長させている場合(加担)、人権侵害を引き起こしている企業と取引関係を有している場合(加担)であります。

第5 影響評価で配慮すべき代表的なリスクについて

人権デュー・ディリジェンスにおいて影響評価すべき人権課題は、企業のあらゆる組織・部署の活動に関係する問題なので、企業としては人権課題が埋没している可能性のある「警戒箇所」をすべての役員と従業員で共有する必要があります。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/



街を彩る潤い空間創造社

株式会社 奥原造園

本社/松本市島立581-B
TEL.0263-48-3100

本店/松本市波田3821
TEL.0263-92-2371

- 緑花事業部
- 土木事業部
- 緑産事業部
- 山守事業部

昭和35年4月創業以来、地域の皆様をはじめ多くの方々に支えられながら成長させて頂いております。

社員一人一人が、常に向上心を忘れず自己研鑽に励む会社造りを目指しております。



ISO14001:2004
ISO 9001:2008 認証



株式会社奥原造園は
Fun to Shareに賛同しています。

【事業活動全般に関する事項】 代表的な問題事例

※ステークホルダーとは企業の経営活動に関わる利害関係者のことを指します。

ステークホルダー	典型的な問題事例の例示
従業員	採用、昇進昇格、退職において、業務能力や勤怠状況等の合理的理由なく差別したり不利益を与えたりする。
	賃金、労働時間、福利厚生、社会保険・年金において、人間らしい生活を維持できる最低限の水準を確保していない。
	労働の実態において、危険な作業環境、長時間労働、労働監視、児童労働が行われ、労働者に精神的にも肉体的にも苦痛を与える。
	労働条件の決定において、労働者の団体権や団体交渉権を認めず、使用者が優位な立場を背景に労働者に不利益を強制する。
サプライヤー (納品業者) (製造業者)	サプライヤーの管理において、環境、労働、消費者、地域住民保護等の人権配慮のパフォーマンスを適正に把握せず、調達行為や得意先との取引継続に支障が懸念される。
	サプライヤーの従業員からの内部通報において、サプライヤーの経営に改善を働きかけるよう要請されながら有効な手立てを講じない。

顧客	商品・サービスの情報提供において、営業のしやすさを優先し、消費者の選択に影響する不利益情報を意図的に隠したり、開示を避けたりする。
	顧客からのクレーム受付において、連絡先の明示、丁寧な対応、再発防止の努力等が不足し、以後の消費者にも無駄な買い物させる。
地域社会	地域社会への貢献・配慮において、自社の都合ばかりを優先し、地域社会に大きな代償を強いる。
	海外の事業進出において、現地政府と結託して地域コミュニティの反対派を弾圧する、もしくは弾圧に加担する。
株主	株主による発言権の行使において、少数意見であることを理由に、人権・環境に関する提案を門前払いする
	人権課題へのまづい対応や情報開示不足から企業イメージを毀損し、株価や企業価値の低下を招く。

三浦法律事務所
 当会顧問弁護士 三浦 守孝
 〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F
 TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

全国的に行われる「税を考える週間」が11月11日から始まります。

平成27年度 行事予定

月 日	時 間	行 事 名	開 催 場 所 等
11月11日(水) ～11月17日(火)		横断幕の掲示 (松本地区納税貯蓄組合連合会主催)	松本駅
11月11日(水) ～11月17日(火)	10:00～ 閉店まで	『税金展』	アイシティ 21 モール1階特設会場
11月11日(水)		無料税務相談(関東信越税理士会松本支部)	長野県税理士会館
11月11日(水)	14:00～	税務講演会(署長講演会) (主催:一般社団法人松本法人会、松本間税会)	大同生命松本ビル1階会議室
11月12日(木)	14:00～	時局講演会 岩田 公雄氏「どうなる今後の日本の政治経済」 (主催:関東信越税理士会松本支部・一般社団法人松本法人会)	松本東急REIホテル
11月13日(金)	10:30～	税務署長納税表彰式	松本商工会館
11月15日(日)	11:00～ 20:00～	国税の窓」特別番組 「第12回クイズ税金百科」放映	テレビ松本ケーブルビジョン
テレビ松本放送後	未定	「国税の窓」特別番組 「第12回クイズ税金百科」放映	あづみ野テレビ 山形ケーブルテレビサービス
11月17日(火)	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文の表彰式 (主催:松本市租税教育推進協議会)	松本市役所
11月17日(火)	16:00～	中学生及び高校生の税に関する作文及び 小学生の税に関する標語表彰式 (主催:塩尻市租税教育推進協議会)	保健福祉センター 3階 塩尻市市民交流センター
12月2日(水)	16:00～	中学生及び高校生の税に関する作文及び 高校生の税に関するポスターの表彰式 (主催:安曇野市租税教育推進協議会)	安曇野市役所
12月3日(木)	13:30～ 4回	「国税の窓」「税を考える週間」特別番組 「税に関する作文優秀作品朗読」	テレビ松本ケーブルビジョン

「消費税申告一声運動実施中」



大同生命大阪本社(大阪市西区江戸堀)——加島屋本家跡地

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

T&D

T&D保険グループ

11月の予定

4日税制委グループ会議 5日研修委員会 6日組織委員会 10日新設法人説明会 11日女性部幹事会、松本税務署長講演会、青年部第三委員会・幹事会 12日役員会、時局講演会 13日納税表彰式 18日広報委員会、同編集会議 19日税制委員会、同グループ会議、第93回税制勉強会 20日全国青年の集い 26日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/10月決算法人対象）
11月26日(木) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室

第93回 税制勉強会

『改正 相続税法等について』
～ 申告要否の簡易判定など～

日時 11月19日(木) 14:00～16:00
会場 大同生命松本ビル1階第一会議室
講師 松本税務署 資産課税第一部門
岩淵上席調査官
お申込 松本法人会事務局まで 電話 35-8080

法人会全国大会 —『徳島大会』参加報告—

10月8日、徳島県徳島市にて第32回法人会全国大会が開催されました。松本法人会からは正副会長等合計10名が参加されました。大会では平成28年度の税制改正に関する提言（本誌2～4頁）大会宣言などが行われました。



税を考える週間

松本税務署長講演会開催のお知らせ

本年度の『税を考える週間』事業の一環として11月11日(水)に、松本税務署長中村氏を講師にお迎えし松本税務署長講演会を下記要領で開催いたします。大勢の皆様のご参加お待ちしております。



～ 松本税務署長講演会～

講師 松本税務署長 中村 一雄 氏
日時 11月11日(水) 14:00 開始
場所 大同生命松本ビル1階第一会議室
参加費 無 料
お申込 松本法人会事務局 0263 - 35 - 8080

平成27年 年末調整説明会日程表

開催日	開催時間	開催場所
11月11日	13:30～15:30	塩尻総合文化センター (1階講堂)
11月16日	10:00～12:00 13:30～15:30	キッセイ文化ホール(中ホール) (長野県松本文化会館)
11月18日	10:00～12:00 13:30～15:30	安曇野市堀金総合体育館 (サブアリーナ)

ご都合のよい会場へご出席ください。

部会便り

波田部会 合同ボランティア活動を実施

10月17日(土)、波田部会では部会員・青年部員合同によるボランティア活動を実施いたしました。毎年実施しているボランティア活動ですが今年も昨年に引き続き、梓川堤防道路沿いのゴミ拾いを行い、23名にご参加いただき地域社会への貢献活動を行うと共に参加者相互の親睦を深めました。



～川柳・俳句・短歌 など～ 投稿作品大募集!!

広報誌「まつもとほうじん」では、誌面の“憩いの場”として皆さまからの作品を大募集いたします。募集作品は「川柳」・「俳句」・「短歌」等です。皆さまが創作された作品の発表の場としては是非ご活用下さい!!

1. 投稿資格 広報誌「まつもとほうじん」読者。(会員に限りません)
2. 投稿方法・注意事項
 - ①ハガキか封書、FAX、Eメール(添付ファイル不可)にて。
 - ②郵便番号、住所、氏名、性別、電話番号を明記。
 - ③誌上では、ペンネームでの掲載も可。
 - ④未発表の作品に限る。二重投稿禁止。
 - ⑤採否の問い合わせ、原稿の返却はできません。
3. 掲載方法 採用された作品は、作品とお名前(ペンネーム)をご紹介します。

※採用された方には粗品を進呈いたします。沢山のご投稿お待ちしております!

【問い合わせ】 松本法人会事務局
〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命ビル5階
電話：35-8080/FAX：36-0839
Eメール：hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

竜胆 ティータイムコンサート

ティータイムコンサート

シャンソン 高田康子 ピアノ 野秋聖子

11月29日(日) 開場 14:30 開演 15:00
料金 ¥3,000 (コーヒー付)



会場: 竜胆 (りんどう)
松本市大手2-5-2 TEL0263-34-8233
今町商店街の焼肉日韓亭2階です。
ワンコイン500円の「きまぐれランチ」をやっていますのでお出かけ下さい。

高田康子HP
<http://takadayasuko-officialsite.jimdo.com/>

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



広丘駅イルミネーション (塩尻市広丘)



JR広丘駅のロータリーでは、12月になりますとクリスマスイルミネーションが街と人々を照らし心を温めてくれます。このイルミネーションは、広丘青年商工会のみなさんが毎年設営・運営をしております。今年は11月28日(土)に点灯式を開催され、塩尻市立丘中学校吹奏楽部のみなさんが素敵な演奏で式典を盛り上げてくれます。(廣田伸一編集委員)

このイルミネーションは、広丘青年商工会のみなさんが毎年設営・運営をしております。今年は11月28日(土)に点灯式を開催され、塩尻市立丘中学校吹奏楽部のみなさんが素敵な演奏で式典を盛り上げてくれます。(廣田伸一編集委員)

中村祐一、
廣田伸一
(本号編集委員)



デイサービス えがおのまんまる本舗



心を癒し・体を癒し・食で癒すをスローガンに皆様をおむかえ対応させていただきます

活動を通して、誰もが安心して生活できる地域づくりに貢献します。

ひとりひとりに「目配り・気配り・心配り」ができる個別ケアに真剣に取り組みます。

生活リハビリを基本に自立支援につながるサービスを提供します。



デイサービス えがおのまんまる本舗

〒399-8303 長野県安曇野市穂高 8201-7

TEL 0263-88-8030 FAX 0263-88-8031

URL <http://www13.plala.or.jp/manmaruhonpo/index.html>

ホームページもご覧ください

投稿

川柳
コーナー

楳円球

快進撃に
五重丸

ご長寿も

0歳児にも

マイナンバー

子守歌

赤子より先

親が寝る

新米

あとがき

日本ラグビーの歴史を大きく塗り替えたラグビーW杯2015。予選で日本に敗れた世界ランキング3位の南アフリカは3位決定戦まで勝ち残りました。五郎丸歩選手の個性的なルーティンは多くの人の印象に残っているのではないのでしょうか。テレビで観ていた私は、気付いたら夢中で応援していました。そして、勝利したとき感動で涙が止まりませんでした。南アに勝利した日本代表の今後の活躍が楽しみです。今後もラグビーをはじめ様々なスポーツを広く多くの人が知る機会が増え、応援出来たらと思います。予選プールの南ア戦のラストプレー。PKで確実に同点を狙うことも出来たが、全員が「同点じゃなく勝ちにいく」ということに拘りスクラムを選択したそうです。結果、見事逆転勝利をしました。選手たちの強いコミットと自ら判断したことが創り出した結果です。仕事でも社員自ら目標を決め、なにがなんでもやるというコミットから行動していくことがこれからの仕事のやり方の一つかもしれませんね。(廣田)

注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社